公共調達の適正化について (平成18年8月25日付財計第2017号) に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について (平成24年6月1日 行政改革実行本部決定) に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条 文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区 国所管、都道府 応札・応募者		備考	
ブリフライトチェッカーの修理等 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁岐阜試験場 副場長 渡邊 収 峻阜県各務原市那加官有地無番 地	令和6年2月19日	日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号	7010401022916	本件は、ASM-3 (改)の性能確認試験に を要なプリフライトチェッカーの修理等を行 うものである。本件の実施にあたっては、プ リフライトチェッカーに関する知識及び技術 を有することが必要不可欠であり、本質の の新規参入者を募る公示を行ったところ、応 寿者が該者1者のみであったため。(会計法 第29条の3第4項)	格を類推されるお それがあるため公	4, 189, 900			分	県所管の区分	数	
BEARING SLEEVE他 1 3 品目 2 個他	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁岐阜試験場 耐場長 渡邉 収 岐阜県各務原市那加官有地無番 地	令和6年2月6日	川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号	1140001005719	本件は、試験計測用航空機(TRD1-05 02)に使用する部品を購入するものであ る。 本件を実施するには、飛行安全を確保するた めに当該補用品に関する品質を確保する必要 があり、本契約への新度を確保なる 行ったところ、当該公示への応募者が該者1 者のみであったため。(会計法第29条の3第4 項)	1, 552, 100	1, 540, 000	99. 22%					
回転翼哨戒機(能力向上型)の配電 制御器に関する改修役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁岐阜試験場 副場長、渡邉 収 岐阜県各務原市那加官有地無番 地	令和6年2月1日	三菱重工業株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	8010401050387	本案件を実施するためには、回転翼哨戒機 (能力向上型)の配電制御器の構造、設計及 び製造に関する専門的知識が必要不つてであ り、本契約への新規参入者を募る公示を行っ たところ、当該公示への応募者が該者1者の みであったため。(会計法第29条の3第4項)	格を類推されるお それがあるため公	15, 705, 800						
将来中距離空対空誘導弾の性能確認 試験のための技術支援(その2) 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備行坡阜試験場 励場長 複 峻阜県各務原市那加官有地無番 地	令和6年2月15日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	4010001008772	将来中距離空対空誘導弾のキャプティブ・フ ライト・テストの要領/器材及び誘導装置Ⅲ 型に関する知識をび技術を有することが必要 不可欠であり、本契約への新規参入を終る 公示を行ったところ、当該公示への応募者が 該者1者のみであったため。(会計法第29条 の3第4項)	同種の他の予定価 格を類推されるお それがあるため公 表しない	58, 850, 000						
テレメータ計測車中央処理装置の部 品交換等役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁岐阜試験場 副場長 渡邉 収 岐阜県各務原市那加官有地無番 地	令和6年2月20日	日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号	7010401022916	本案件を実施するためには、テレメータ計測 車及びテレメトリデータ表示処理装置の機 能・性能・構造及び取扱手順等に関する知識 を有していることが必要不可欠であり、本契 約への新幾み入者を募る公示を行ったこ ろ、当該公示への応募者が該者1者のみで あったため。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価 格を類推されるお それがあるため公 表しない	1, 683, 000						
回転翼哨戒機(能力向上型)の送受 波器に関する改修役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁岐阜試験場 耐場長 渡邉 収 岐阜県各務原市那加官有地無番 地	令和6年2月27日	三菱重工業株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	8010401050387	本案件を実施するためには、回転翼哨戒機 (能力向上型)の送受波器の保障。設計及び 製造に関する専門的知識が必要不可欠であ り、本契約への新規参入者を募る公示を行っ たところ、当該公示への応募者が該者1者の みであったため。(会計法第29条の3第4項)	格を類推されるお それがあるため公	2, 996, 400						

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。